

省エネ適合性判定手数料

区分			金額（円）			
建築物	建築物の用途※1	評価方法	床面積の合計※2	新規申請	変更申請	
				(直前の認定と評価方法が異なる又は床面積の合計が増加する変更申請を含む)	(直前の認定と評価方法が同じ変更申請に限る)	
非住宅建築物 非住宅部分	工場等※3のもの	標準入力法等	300平方メートル未満	26,200	18,300	
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	35,400	18,300	
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	49,100	25,100	
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	116,000	58,700	
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	171,600	86,400	
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	211,900	106,600	
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	262,100	131,700	
			50,000平方メートル以上	362,600	181,900	
			モデル建物法	300平方メートル未満	21,600	15,800
				300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	30,400	15,800
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満		43,000	22,100	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満		108,400	54,800	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満		163,200	82,200	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満		202,800	102,000	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満		251,500	126,400	
		50,000平方メートル以上		349,700	175,400	

区分			金額（円）			
建築物	建築物の用途※1	評価方法	床面積の合計※2	新規申請	変更申請	
				(直前の認定と評価方法が異なる又は床面積の合計が増加する変更申請を含む)	(直前の認定と評価方法が同じ変更申請に限る)	
非住宅建築物 非住宅部分	その他のもの	標準入力法等	300平方メートル未満	259,000	162,900	
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	324,500	162,900	
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	418,900	210,000	
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	597,700	299,500	
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	736,200	368,700	
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	870,100	435,700	
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	992,600	496,900	
			50,000平方メートル以上	1,237,700	619,500	
			モデル建物法	300平方メートル未満	99,200	63,700
				300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	126,300	63,700
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満		166,200	83,700	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満		269,000	135,100	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満		351,100	176,200	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満		421,900	211,600	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満		495,000	248,100	
		50,000平方メートル以上		641,100	321,100	

※1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいいます。

※2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限り、以下同じ。）又は改築をする場合において、当該増改築をする部分以外の部分（既存部分）に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない（既存部分のBEIを1.2と設定する等）部分があるときは、当該部分の床面積を除きます。第三号の表において同じです。）の合計です。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの）に限ります。）をする場合においては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とします。

※3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいいます。